

高成長インド・中型株式ファンド



第31期決算および分配金のお支払いについて

平素は「高成長インド・中型株式ファンド」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当ファンドは2019年5月27日に第31期決算を迎えましたので、足元の市場動向や今後の市場見通し等と併せてご報告いたします。

分配実績（1万口当たり、税引前）

当期の分配金については、分配方針に基づき、基準価額水準やポートフォリオの流動性等を勘案し、分配金のお支払いを見送ることとしました。決算日の基準価額は9,314円となりました。

決算期	-	2018/11/27	2019/2/27	2019/5/27	設定来累計 (5月27日まで)
	第1～28期	第29期	第30期	第31期	
分配金 (対前期末基準価額比率)	11,800円 (118.0%)	0円 (0.0%)	0円 (0.0%)	0円 (0.0%)	11,800円 (118.0%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	189.6%	-9.1%	-3.4%	7.1%	172.3%

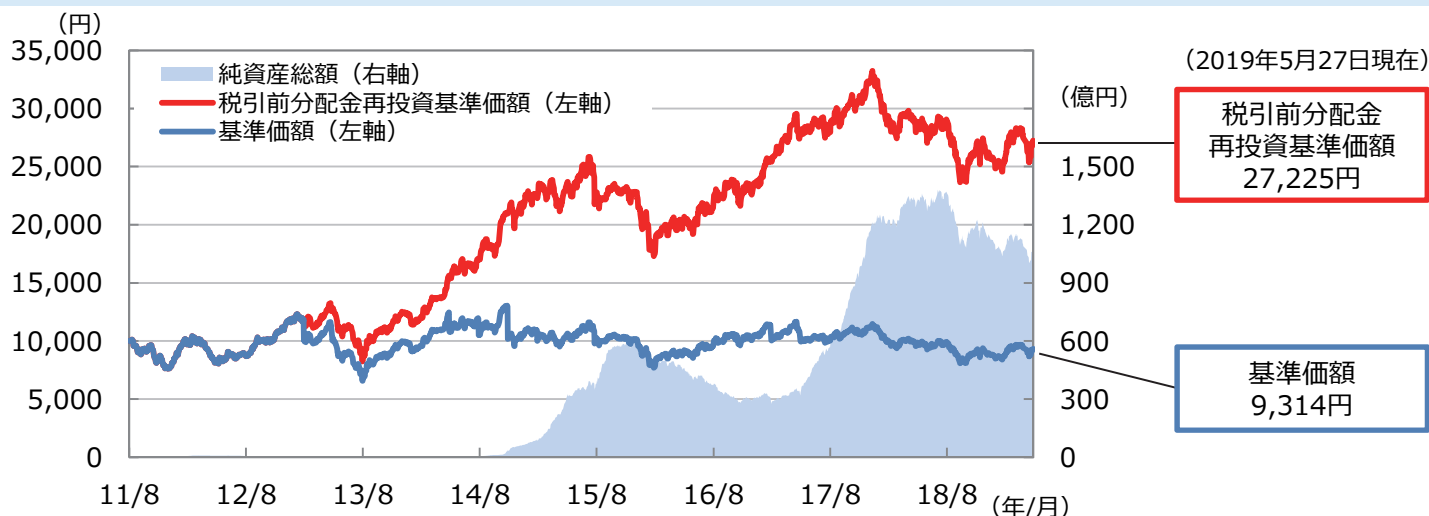
(注1) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金（税引前）の前期末基準価額（分配金お支払い後）に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1～28期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計（税引前）の設定時10,000円に対する比率です。

(注2) 騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。また騰落率は設定来累計を除き、期中騰落率を記載しています。

分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

基準価額と純資産総額の推移（2011年8月31日（設定日）～2019年5月27日）



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは5ページおよび投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

以下、当ファンドの実質的な運用を担当する「コタック・マヒンドラ」グループ（以下、コタック）のコメントを基に、インド中型株式市場の足元の動向および今後の見通し等をご紹介します。

足元の市場動向と今後の市場見通し

<足元の市場動向>

- インド中型株式は2019年2月下旬以降、**良好な企業決算、5月の総選挙での与党勝利観測**などを背景に堅調に推移しましたが、4月下旬には原油価格が60米ドルを超える水準まで上昇したことを背景に下落に転じました。
- 5月に入り、原油価格は下落しましたが、トランプ米大統領が対中追加関税の引上げを表明したこと等を受け、**米中貿易摩擦激化への懸念から世界的な株安になったこと**を背景に下落しました。

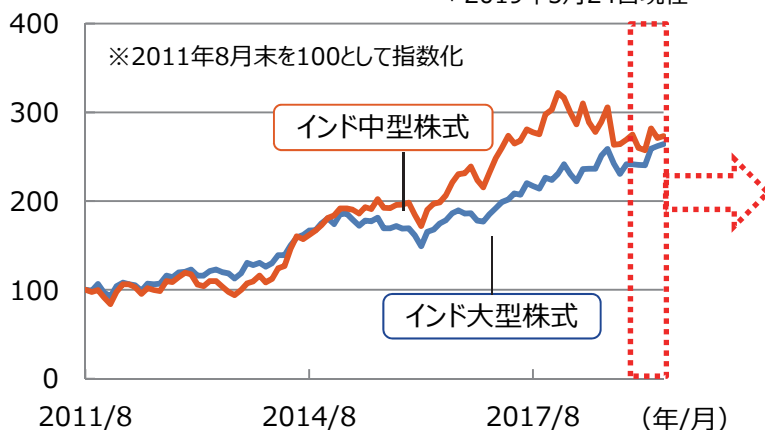
<今後の市場見通し>

- 5月23日に開票された総選挙では与党「インド人民党」が勝利しました。**モディ首相の続投による構造改革進展への期待は、インド株式市場の押し上げ要因**になると考えられます。また、企業業績の成長や良好なインドのファンダメンタルズ（基礎的条件）などを背景に、**インド中型株式は中長期的に上昇が期待**されると考えています。
- 米中貿易摩擦の激化は懸念材料ですが、インドは中国・香港への輸出割合が他のアジアの国と比べて低く、中国の景気動向がインドに与える影響は軽微であると考えられます。

<インド株式市場の推移>

2011年8月末～2019年5月末*

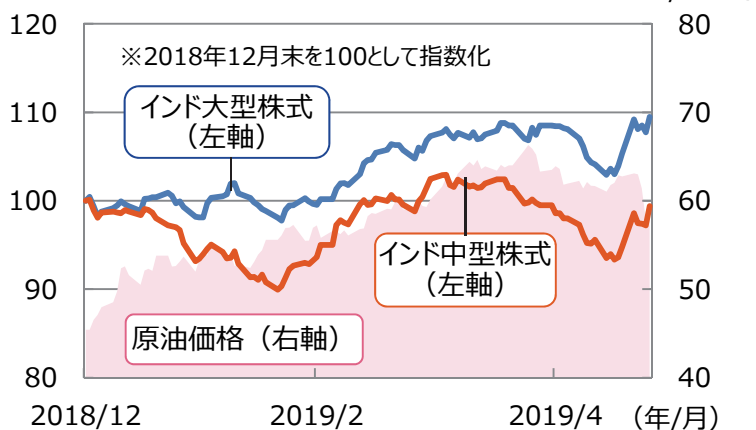
(ポイント) * 2019年5月24日現在



<2019年以降のインド株式市場と原油価格の推移>

2018年12月末～2019年5月24日

(ポイント) (米ドル/バレル)



(注) インド大型株式はニフティ50、インド中型株式はニフティ中型株100（配当込み、現地通貨ベース）、原油価格はニューヨーク・マーカンタイル取引所原油1限月先物を使用。

(出所) Bloombergのデータを基に委託会社作成

今後の運用方針

- 原油価格や米中貿易摩擦の行方などのリスク要因に注視しつつ、運用を行います。
- 好調な企業業績見通しにもかかわらず、インド中型株式のバリュエーション（株価評価）は概ね魅力的な水準まで低下していると考えます。リスク要因を注視しつつ、現在の調整は良い投資機会と捉え、引き続きインドの消費拡大で恩恵を受ける内需関連銘柄への投資を行っていく方針です。

※上記は過去の実績、当資料作成時点の市場見通しおよび運用方針であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更することがあります。

当資料では、各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにいうことがあります。

高成長インド・中型株式ファンド：3ヵ月決算型、高成長インド・中型株式ファンド（年1回決算型）：年1回決算型

<ファンドの特徴>

1. インドの中型株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。外国投資信託への投資を通じて、インドの取引所に上場している中型株式（預託証券（DR）や上場予定を含みます。）等に投資を行います。
- 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

※当ファンドにおいて中型株式とはニフティ500の時価総額上位51位～350位の銘柄に準じた時価総額規模を有する銘柄とします。ただし、大型株式や小型株式にも投資を行うことがあります。

※株式への投資は、当該株式の値動きに連動する有価証券への投資で代替する場合があります。

2. インドの代表的な総合金融グループの一つである「コタック・マヒンドラ」グループが実質的な運用を行います。

- 主要投資対象とする外国投資信託は、インドの中型株式等に精通したコタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント（シンガポール）が運用を行います。

3. 3ヵ月決算型と年1回決算型からご選択いただけます。

- 3ヵ月決算型は、原則として、毎年2月、5月、8月、11月の27日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。
- 年1回決算型は、原則として毎年2月27日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<分配金に関する留意事項>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

<ファンドのリスクおよび留意点 >

■ 基準価額の変動要因 ■

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の株式を投資対象としており、その価格は、保有する株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

■ 価格変動リスク

株式市場リスク…株式の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 市場流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ その他の留意点 ■

■ ファンド固有の留意点

中型株投資に関する留意点

ファンドは、いわゆる中型株に着目して投資するファンドであり、株式市場全体の値動きと比較して、相対的に値動きが大きくなる場合があります。また、中型株の値動きが株式市場全体の値動きと異なる場合、ファンドの基準価額の値動きは、株式市場全体の値動きと異なる場合があります。

インド株式投資に関する留意点

インド株式の譲渡から得るキャピタル・ゲインについては、保有期間に応じたキャピタル・ゲイン税等が課されます。課税分は、当ファンドが実質的に負担するため、基準価額に影響が出ます。

また、インドの株式には、外国人機関投資家の保有比率の制限があります。したがって、外国人機関投資家の保有比率の状況によっては投資が制約される場合があります。

■ 投資信託に関する留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

※上記のキャピタル・ゲインに関する記載は、作成基準日現在のものであり、将来変更される場合があります。

<お申込みメモ（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）>

購入・換金の申込受付日	原則として、申込不可日を除きいつでも購入、換金の申込みができます。
購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.3%）を差し引いた価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目以降にお支払いします。
申込不可日	インドの取引所、インド（ムンバイ）の銀行、ルクセンブルグの銀行の休業日のいずれかに当たる場合ならびに毎年12月24日には、購入、換金の申込みを受け付けません。
決算および分配	（3ヵ月決算型） 年4回（毎年2月、5月、8月、11月の27日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。 （年1回決算型） 年1回（毎年2月27日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。 ※ 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
信託期間	（3ヵ月決算型） 2011年8月31日から2027年3月1日まで （年1回決算型） 2017年11月22日から2027年3月1日まで
繰上償還	委託会社は、主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなったときは、繰上償還します。 委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドにつき残存口数が10億口を下回るようになったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。 ※ 上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

<ファンドの費用等（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）>

■ ファンドの費用

① 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.78%*（税抜き3.5%） を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 * 消費税率が10%となった場合は3.85%となります。
信託財産留保額	換金時：1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じた額

② 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に 年1.1394%*（税抜き1.055%） の率を乗じた額 * 消費税率が10%となった場合は年1.1605%となります。 ※ 投資対象とする投資信託の信託報酬等を含めた場合、 年2.0294%*（税抜き1.945%） 程度となります。 * 消費税率が10%となった場合は年2.0505%となります。
その他の費用・手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

■ 委託会社、その他の関係法人

委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社（ファンドの運用の指図等を行います。） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 フリーダイヤル：0120-88-2976 受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く） ホームページ：https://www.smd-am.co.jp
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社（ファンドの財産の保管および管理等を行います。）
販売会社	委託会社にお問い合わせください。（ファンドの募集・販売の取扱い等を行います。）

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融一般社団法人 先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第6号	○		○			※1
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号	○		○	○		
イチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号	○					※1
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		※1
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第6号	○					
株式会社 S B I 証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
F F G証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第5号	○					※1
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第52号	○		○	○		※1
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第53号	○	○	○			
香川証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第3号	○					※1
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○			○		※1
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2938号	○					※1
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第43号	○					※1
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第8号	○					※1
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第99号	○					※1
第四証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第128号	○					※1
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第20号	○					
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号	○	○		○		
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号	○	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第24号	○	○				※1
野村証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○		
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第134号	○					※1
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第20号	○					※1
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第152号	○					
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○			○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○		○	○		※1
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第181号	○		○			
明和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第185号	○					※1
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		
株式会社愛媛銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第6号	○					※1
株式会社紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第8号	○					※1
株式会社清水銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第6号	○					

備考欄について

※1：「高成長インド・中型株式ファンド」のみのお取扱いとなります。

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	金融商品取引業協会 一般社団法人第二種	日本投資顧問業協会 一般社団法人	金融先物取引業協会 一般社団法人	投資信託協会 一般社団法人	備考
株式会社大光銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第61号	○					※1
株式会社但馬銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第14号	○					※1
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第40号	○					※1
株式会社鳥取銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第3号	○					※1
株式会社富山銀行	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第1号	○					※1
株式会社富山第一銀行	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第7号	○					※1
株式会社北越銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第48号	○			○		※1
株式会社北陸銀行	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第3号	○			○		※1
岡崎信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第30号	○					※1

備考欄について

※1：「高成長インド・中型株式ファンド」のみのお取扱となります。

● R & I ファンド大賞2018について

当ファンドは、「R & I ファンド大賞2018」投資信託／インド株式部門において最優秀ファンド賞に選ばれました。「R & I ファンド大賞2018」／投資信託は、2016、2017、2018年それぞれの3月末時点における1年間の運用実績データを用いた定量評価がいずれも上位75%に入っているファンドに関して、2018年3月末における3年間の定量評価によるランキングに基づいて表彰しています。定量評価は、「シャープ・レシオ」を採用し、表彰対象は償還予定日まで1年以上の期間を有し、残高が30億円以上かつカテゴリー内で上位50%以上としています。なお、上位1ファンドを「最優秀ファンド賞」、次位2ファンド程度を「優秀ファンド賞」として表彰しています。

「R & I ファンド大賞」は、R & I が信頼し得ると判断した過去のデータに基づく参考情報（ただし、その正確性及び完全性につきR & I が保証するものではありません）の提供を目的としており、特定商品の購入、売却、保有を推奨、又は将来のパフォーマンスを保証するものではありません。当大賞は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定されるその他業務（信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。当大賞に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はR & I に帰属しており、無断複製・転載等を禁じます。

※上記の評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

【重要な注意事項】

- 当資料は三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。
- 当資料に評価機関等の評価が掲載されている場合、当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。